

令和3年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・	1
議案第45号 亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	4
議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	7
議案第47号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	8
議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正 する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

件名	亀山市犯罪被害者等支援条例	防災安全課
----	---------------	-------

1 制定・改廃の背景と趣旨

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定され、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」といいます。）に関する様々な取組が、国、地方公共団体、警察その他の関係機関等による連携・協力の下に進められています。

また、令和3年3月には犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、国は、地方公共団体における犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に推進されるよう情報提供を行い、犯罪被害者等支援の実効的な事項を盛り込んだ条例の制定や計画・指針の検討について協力を行うこととされました。

これらのことから、本市における犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めるため、この条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とします。 <第1条関係>
- (2) この条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係>
- (3) 犯罪被害者等支援の基本理念を定めます。 <第3条関係>
- (4) 市の責務について定めます。 <第4条関係>
- (5) 市民及び事業者の責務について定めます。 <第5条関係>
- (6) 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。また、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供等を行うものとします。 <第6条関係>

(7) 市は、特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある特定犯罪被害者等に対し、育児等の必要な支援を行うものとします。

＜第7条関係＞

※ 特定犯罪被害とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為（以下「特定犯罪行為」といいます。）による死亡、重傷病又は障害をいい、特定犯罪行為の被害を受けた時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含むものとして、本条例第2条第3号において定義しています。

(8) 市は、特定犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等に対し、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な施策を行うものとします。 ＜第8条関係＞

(9) 市は、特定犯罪被害により受けた精神的被害を早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な施策を行うものとします。

＜第9条関係＞

(10) 市は、特定犯罪行為により害を被った者又はその遺族に対し、支援金の給付を行うものとします。 ＜第10条関係＞

(11) 市は、犯罪被害者等を雇用する事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、事業者による犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとします。

＜第11条関係＞

(12) 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性及び二次被害の防止について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとします。 ＜第12条関係＞

(13) 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理することを義務付けます。 ＜第13条関係＞

(14) 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材の育成等のために必要な措置を行うものとします。

＜第14条関係＞

(15) 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合等、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができることとします。また、これらに該当することが明らかとなったときは、支援を取り消し、既に給付した支援金等の返還を求めることがで

きることとします。 <第15条関係>

(16) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第16条関係>

3 その他

施行日は、令和3年7月1日とします。

件名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条関係》</p> <p>市民税関係</p> <p>(1) 令和2年度の国の税制改正において、扶養控除の対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人の市民税の均等割及び所得割の非課税の判定における扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とします。</p> <p style="text-align: center;">＜第13条、第27条の3及び附則第9条関係＞</p> <p>(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年間延長し、令和9年度までとします。 <附則第10条関係></p> <p>※ 医療費控除の特例とは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、特定保健指導及びがん検診）を行う個人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチO.T.C医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を超える場合は、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除するものです。</p> <p>(3) 特別特例取得に該当する家屋に令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合には、所得税における住宅借入金等特別控除及びその控除期間を3年間延長して13年間とする特例を適用することができることとされたことから、当該場合において個人の住民税における住宅借入金等特別税額控除を適用することができるよう当該控除の特例を設けます。 <附則第47条関係></p>		

※ 特別特例取得とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいいます。

新築 ⇒ 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

建売・中古・増改築等 ⇒ 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

なお、上記期間については、合計所得金額が1,000万円以下の者について、床面積が40㎡～50㎡（現行は、50㎡以上）の住宅も住宅借入金等特別控除等の対象とする特例措置が講じられています。

固定資産税関係

(4) 固定資産税の評価替えの年の翌年度又は翌々年度において講じられる土地の価格に係る下落修正措置が令和5年度まで延長されたことから、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税について、令和元年度又は令和2年度と同様に土地の価格に係る下落修正措置を講じます。

<附則第21条関係>

※ 据置年度の下落修正措置とは、固定資産税の評価額は、評価替え年度（基準年度）の価格を3年間据え置くことが原則ですが、据置年度において地価が下落し、価格を据え置くことが適当でないときは、評価替え年度（基準年度）の評価額に修正を加えることができる特別な措置のことです。

(5) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>の適用期間が令和2年度で終了したことから、次の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定を削除します。 <附則第17条の2関係>

ア 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設

イ 中小事業者等が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械装置等

軽自動車税関係

(6) 軽自動車税の種別割の税率の特例（グリーン化特例（軽課））については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、自家用の乗用車のクリーンディーゼル車を対象から除いた上で、取得期間及び軽課年度を2年間延長します。また、営業用の乗用車においては基準及び達成の切替えを行った上で、軽貨物自動車においては50%軽減及び25%軽減を削除し

た上で、取得期間及び軽課年度を2年間延長します。

<附則第30条関係>

その他

(7) 地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

<附則第30条の2関係>

《第2条による改正》

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部改正に伴う規定の整理を行います。

<令和2年改正条例第43条、第44条、第46条及び附則第8条関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日等は、次のとおりとします。

- (1) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の見直しに係る規定の施行日は、令和4年1月1日とします。
- (2) 個人の市民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに係る規定の施行日は、令和6年1月1日とし、令和6年度以後の年度分の個人市民税について適用します。
- (3) 固定資産税に係る規定については、別段の定めがあるものを除き、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用します。
- (4) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設及び生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に中小事業者等が取得をした機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。
- (5) 軽自動車税に係る規定については、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用します。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p>＜附則第4項、附則第5項及び附則第11項から附則第14項まで関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	生活文化部市民課 産業建設部 都市整備課
----	--------------------	----------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

建築物の工事中に検査を実施する中間検査は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第1号に掲げる工程のほか、特定行政庁が指定した工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときに実施するものです。

限定特定行政庁である市については、市が所管する規模の建築物について特定行政庁である三重県が指定した工程を含む場合に中間検査を実施することになります。

このたび、建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程（平成12年三重県告示第36号）の一部が改正され、令和3年7月1日から中間検査の対象となる建築物に市が所管する規模の建築物が含まれることとなることから、所要の改正を行うものです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、令和3年9月1日から、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構が定める額の手数料を徴収することができることとされたことから、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料及び中間検査を受けた場合の完了検査申請又は完了通知の手数料を定めます。 <別表第3関係>

(2) 個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削ります。

<別表第1関係>

※ 個人番号カードの初回の交付については無料となりますので、市では再交付に係る手数料のみ定めています。

3 その他

施行日は、令和3年7月1日とします。ただし、個人番号カードの再発行に係る手数料に関する規定の施行日は、同年9月1日とします。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年3月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課／総務省自治税務局市町村税課通知）において、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例の対象を、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税に改めます。

＜附則第20項関係＞

改正前	令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税
改正後	令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例	産業建設部 産業振興課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>台風その他の災害による倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による分担金（以下「分担金」といいます。）を徴収するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>分担金の徴収の対象となる事業に災害からライフラインを守る事前伐採事業を加えます。なお、当該事業の施行につき徴収する分担金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額とします。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条、第3条及び別表関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		